

## 指 定 校 変 更 許 可 基 準

- 1 学校教育法施行令第 8 条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により次の基準表のとおり処理する。
- 2 児童生徒の通学上の安全面については、保護者が責任を持つものとする。
- 3 当基準は、状況により内容が変更となる場合がある。
- 4 その他必要な事項は所管課長が定める。

基準表

区 分	許可要件	対象	期間	変更許可校	提出書類
転 居	指定校が異なる住所に転居したが、引き続き今までの学校を希望する場合	全学年	卒業まで	在籍している学校	・指定校変更申請書
兄弟関係	兄弟の在籍校及び卒業校を希望する場合	全学年	卒業まで	兄弟が在学する学校または卒業した学校	・指定校変更申請書
市内転居予定	住宅の新築や購入、賃貸による転居が確実であるため、その転居予定先の学校へ前もって就学したい場合	全学年	転居予定月の末日まで	転居予定先の学校	・指定校変更申請書 ・建築契約書や賃貸借契約書等
留守家庭	同居する保護者が日中勤務しており、放課後は三親等以内の親族に預けるため、その預け先の通学区域の学校を希望する場合	小学校 全学年	小学校 卒業まで	預け先の通学区域の学校	・指定校変更申請書 ・勤務(自営)証明書 ・児童預かり証明書
在園児の 小学校入学	保育園・こども園に通っている園児が小学校に入学する際、園がある校区の小学校を希望する場合（上田小学校を除く）	小学校 入学時	小学校 卒業まで	園がある校区の小学校	・指定校変更申請書 ・在園証明書 (教育委員会で在園の確認ができない場合に限り)
指定校変更児童 の中学校入学	指定校変更の許可を受けている児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	中学校 入学時	中学校 卒業まで	在学する小学校区の中学校	・指定校変更申請書
大規模校等から 適正規模校へ	大規模校等から適正規模校への変更を希望する場合	全学年	卒業まで	別表 1 に 定める	・指定校変更申請書
身体的障害等 の場合	病弱、肢体不自由、特別支援学級対象児等の通学・通院の利便性、安全性を考慮する必要がある場合	全学年	卒業まで	通学に支障がない学校	・指定校変更申請書 ・校長意見書 ・診断書、障がい者手帳等
部活動	指定校に希望する部活動が無く、その部活動がある中学校を希望する場合 ※同好会は認めない	中学校 入学時	卒業まで	希望の部活動がある学校	・指定校変更申請書
そ の 他	・身を隠して通学する場合 ・子供の指導上好ましくない状態(いじめ、不登校等)が続く場合 ・経済的理由の場合 ・教育長が特に必要と認める場合 ・その他複合的な理由の場合	全学年	その理由の 継続する 期間	許可された 学校	・指定校変更申請書 ・校長意見書 ・その他必要な書類

### 附 則

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別 表 1

指定校	変更許可校
上田小学校	長嶺小学校・座安小学校・伊良波小学校
豊見城中学校	長嶺中学校・伊良波中学校・豊崎中学校